

# 業務委託契約書（案）

- 1 業務名 令和8年度広島県相談支援従事者研修等実施事業
- 2 履行場所 広島県内
- 3 履行期間 令和8年4月1日 から  
令和9年3月31日 まで
- 4 委託料 \_\_\_\_\_（消費税及び地方消費税を含む）
- 5 契約保証金 \_\_\_\_\_ 免除
- 6 特約事項
- (1) 受注者は、委託業務が完了したときは、20日以内に別記第1号様式「委託業務完了報告書」を発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、委託業務完了報告書を発注者に提出したときは、速やかに別記第2号様式「委託料請求書」を発注者に提出するものとし、発注者は、当該請求書の提出を受けた日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。
- (3) 発注者は、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の全部又は一部を概算払することができる。
- (4) 受注者は、委託料の概算払を請求しようとするときは、別記第3号様式「委託料概算払請求書」を発注者に提出するものとする。
- (5) 受注者は、(3)の規定により概算払を受けたときは、委託業務完了報告書に併せて、別記第4号様式「委託料概算払精算書」を発注者に提出する。
- (6) 受注者は、(5)の委託料概算払精算書に基づき、差引過不足額を、発注者の指示により精算する。
- (7) (5)に定める過払額について、受注者が、発注者の定める返還期限までに返納しないときは、受注者は発注者に対して、返還期限の翌日から返納する日までの期間に応じ、返還金額につき年2.5パーセントの割合で算定した金額を利息として発注者に支払うものとする。
- (8) 上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 住所 広島県広島市中区基町10番52号

氏名 広島県 印  
広島県知事 横田 美香

受注者 住所

氏名 印